

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学職員就業規則（以下「就業規則という。」）第33条の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学（以下「本学」という。）の職員（国立大学法人愛媛大学年俸制教員給与規程及び国立大学法人愛媛大学第2号年俸制教員給与規程の適用を受ける者を除く。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

### (法令との関係)

第2条 職員の給与に関して、この規程の定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

### (給与の区分)

第3条 職員の給与は、基本給、諸手当及び賞与とし、次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 基本給は、俸給、俸給の調整額及び教職調整額とする。
- (2) 諸手当は、管理職手当、文部科学省実務研修生手当、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、入試業務手当、職務付加手当、特定看護師手当・専門看護師手当・認定看護師手当、荣誉教授手当、専門薬剤師手当・認定薬剤師手当、テニユア講師手当・テニユア助教手当・テニユア助教相当手当、クロスアポイントメント手当、看護職員特別手当、幼稚園教諭特別手当、研究代表者等特別手当、看護補助者特別手当、初任給調整手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、附属学校教員特別手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当とする。
- (3) 賞与は、期末手当、勤勉手当及びインセンティブ手当とする。

2 前項の規定にかかわらず、職員の特に付加された業務に応じて報奨金を支給することがある。

## 第2章 給与の支給

### (給与の支給日)

第4条 給与の計算期間は、一の月の初日から末日までとし、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当、文部科学省実務研修生手当、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、職務付加手当、特定看護師手当・専門看護師手当・認定看護師手当、荣誉教授手当、専門薬剤師手当・認定薬剤師手当、テニユア講師手当・テニユア助教手当・テニユア助教相当手当、看護職員特別手当、幼稚園教諭特別手当、看護補助者特別手当、初任給調整手当、附属学校教員特別手当及び産業教育手当は、その月の月額を毎月17日に、特殊勤務手当、入試業務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が就業規則第55条に規定する休日（月曜日に限る。）に当たるときは、支給日の翌日に支給する。

2 クロスアポイントメント手当及び研究代表者等特別手当は一の年度（毎年4月から翌年3月までをいう。）における分を当該年度の3月10日に支給する。ただし、支給日（この項において、3月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の翌日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の翌々日に支給する。

3 期末手当、勤勉手当は、6月30日及び12月10日に、インセンティブ手当は6月30日に支給する。ただし、支給日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

### (給与の支払)

第5条 給与は、通貨で直接職員にその全額を支払う。ただし、職員から申し出があった場合において、給与の全部を職員が指定する銀行その他金融機関の本人名義の口座に振り込む方法により支払う。なお、次の各号に掲げるものは、給与からこれを控除する。

- (1) 法令により定められたもの
- (2) 給与から控除することについて書面で協定されたもの

2 給与の支払に関し必要な事項は、別に定める。

### (日割計算)

第6条 新たに職員になった者には、その日から俸給を支給し、昇格等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合は、その日までの俸給を支給する。

- 3 職員が死亡した場合は、その月までの俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の場合における俸給の計算は、給与の計算期間の総日数から就業規則第55条に規定するその期間の休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって行う。
- 5 前4項の規定は、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当、文部科学省実務研修生手当、地域手当、広域異動手当、看護職員特別手当、幼稚園教諭特別手当、看護補助者特別手当、初任給調整手当及び附属学校教員特別手当の支給について準用する。

### 第3章 基本給

#### (俸給表)

第7条 職員の俸給は、所定の労働時間による勤務に対する報酬であつて、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、労働時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

- 2 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。
  - (1) 一般職員Ⅰ俸給表(別表第1-1)
  - (2) 一般職員Ⅱ俸給表(別表第1-2)
  - (3) 教育職員Ⅰ俸給表(別表第1-3)
  - (4) 教育職員Ⅱ俸給表(別表第1-4)
  - (5) 教育職員Ⅲ俸給表(別表第1-5)
  - (6) 医療職員俸給表(別表第1-6)
  - (7) 看護職員俸給表(別表第1-7)

3 前項の俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

#### (初任給)

第8条 新たに採用する職員の初任給は、その者の学歴、免許、職務経歴等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

#### (昇格)

第9条 就業規則第10条の規定により昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に、これを昇格させることがある。

#### (降格)

第10条 就業規則第11条の規定により降任した職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級に、これを降格させることがある。

#### (昇給)

第11条 職員の昇給は、1月1日(別に定める日を除く。)に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、1月1日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規則第78条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして学長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

- 2 前項の規定により職員(次項に定める職員を除く。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号俸数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の号俸数を4号俸(一般職員Ⅰ俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号俸)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳(別に定める職員にあっては、56歳以上の年齢で別に定めるもの)を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことはできない。

#### (特別昇給)

第12条 削除

#### (昇給等の時期)

第13条 削除

#### (実施方法)

第14条 初任給、昇格、降格及び昇給の実施方法については、別に定める。

#### (俸給の調整額)

第15条 同一の俸給表を適用する職員のうち、業務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間、勤務環境等その他勤務条件に差異があると認めるものについては、俸給の調整額を支給する。

- 2 俸給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教職調整額)

- 第16条 附属高等学校及び教育学部附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常時勤務する者に限る。）及び実習助手には、その職務と勤務態様の特殊性を考慮し、教職調整額を支給する。
- 2 教職調整額は、教育職員俸給表Ⅱ又は教育職員俸給表Ⅲの適用を受ける者のうちその属する職務の級がその俸給表の1級、2級又は特2級である者には、その俸給月額額の100分の4に相当する額を支給する。
- 3 教職調整額には、時間外勤務手当及び休日勤務手当を含む。

第4章 諸手当

(管理職手当)

第17条 管理又は監督の地位にある職員に管理職手当を支給する。

2 管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(文部科学省実務研修生手当)

第17条の2 文部科学省実務研修生手当（以下「実務研修生手当」という。）は、文部科学省行政実務研修に参加する職員に、これを支給する。

2 実務研修生手当の月額額は、次の各号に掲げる当該職員の職務の級に応じた額とする。

- |                  |          |
|------------------|----------|
| (1) 一般職員Ⅰ俸給表1級の者 | 7, 200円  |
| (2) 一般職員Ⅰ俸給表2級の者 | 8, 800円  |
| (3) 一般職員Ⅰ俸給表3級の者 | 17, 500円 |

3 実務研修生手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第18条 地域手当は、次の各号に掲げる勤務箇所に在勤する職員に対して、これを支給する。

- (1) 文部科学省行政実務研修に参加する職員
- (2) 前号の職員との均衡上特に必要と認められる職員

2 地域手当の額は、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の合計額（以下この条において「地域手当基礎額」という。）に、別表第2に定める支給地域に応じた支給割合を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員若しくは国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫、独立行政法人又は特定独立行政法人若しくは国立大学法人に使用される者、その他これに準ずると認められる者（以下この規程において「一般職給与法適用職員等」という。）であった者が、別表第2に掲げる地域その他これに準ずる地域・官署から、引き続き人事交流により本学（東京事務所を除く。以下この条において同じ。）の職員に採用された場合又はこれに準ずる場合（これらの者が当該採用の日の前日に在勤していた地域・官署に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）には、地域手当基礎額にその地域・官署に応じて、採用の日から2年間を経過するまでの間、同表に定める支給地域に応じた支給割合

（採用の日から1年を経過するまでの間は採用前に在勤していた地域手当の支給地域に係る同表に定める支給割合、その後採用の日から2年を経過するまでの間は当該支給割合に100分の80を乗じて得た割合に引き下げた支給割合）を乗じて得た額を支給する。

4 第1項の規定により地域手当の支給を受ける職員が、本学に異動した場合の地域手当の支給については、前項の規定を準用する。

5 地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(広域異動手当)

第18条の2 広域異動手当は、職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離

（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、管理職手当及び扶養手当の月額額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

- (1) 300キロメートル以上 100分の10
- (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 一般職給与法適用職員等であつた者から引き続き人事交流により本学の職員に採用された者又は異動等に準ずる者であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第18条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

- 2 扶養親族とは、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
  - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
  - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、別表第3に定める額とする。
- 4 扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(住居手当)

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国立大学法人又は国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
- (2) 第22条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国立大学法人又は国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、別表第4に定める額とする。
- 3 住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- (4) 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い所在する地域を異にする勤務箇所に勤務することとなつ

たことにより、当該異動又は移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要する等の通勤の実情に変更を生ずることとなった第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は移転の直前の住居（準ずる住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものうち次に掲げる要件を全て満たす職員

イ 新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上の場合

ロ 新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること

2 通勤手当の額については、別表第5に定める。

3 通勤手当は、支給単位期間（6箇月を越えない範囲内で、1箇月を単位として別表第5に定める期間に係る最初の月の給与支給日（第4条第1項に定める日をいう。））に支給する。

4 通勤手当を支給されている職員が、離職、通勤経路の変更等の事由により、通勤手当を支給されなくなった場合又は通勤手当の額に変更があった場合には、当該職員に、支給単位期間のうち、当該事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 第1項第4号の規定は、一般職給与法適用職員等であった者から、引き続き人事交流により本学の職員となった者のうち、同号中「勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い」を「一般職給与法適用職員等から人事交流により引き続き職員となったことに伴い」と「異動又は移転」を「採用」と読み替えた場合に、同号に該当する職員その他同号の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があるものとして別に定める職員には、同項の規定を準用する。

6 通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第22条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他第1号に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して第2号に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して第2号に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

(1) やむを得ない事情とは次のいずれかに該当することとする。

イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

ハ 配偶者が引き続き就業すること。

ニ 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（学長の定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

ホ 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

(2) 通勤距離等を考慮して定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

イ 通勤距離が60キロメートル以上であること。

ロ 通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

2 前項の規定は、一般職給与法適用職員等であった者から、引き続き人事交流により本学の職員となった者のうち、同項中「勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い」を「一般職給与法適用職員等から人事交流により引き続き職員となったことに伴い」と「異動又は移転」を「採用」と読み替えた場合に、同項に該当する職員その他同項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があるものとして別に定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

3 一般職給与法適用職員等から人事交流により引き続き本学の職員に採用された職員のうち、一般職給与法適用職員等の在職期間を本学職員としての在職と、その間の勤務箇所を第1項の勤務箇所とみなした場合に、当該人事交流により本学に在職する前から、引き続き同項に規定する職員たる要件に該当することとなる職員については、同項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。

4 単身赴任手当の月額額は、別表第6に定める額とする。

5 単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第23条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員には、その勤務に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類及び額等は、別表第7に定める。

(入試業務手当)

第23条の2 学部、大学院及び附属学校園の入学選抜試験の問題作成、採点、面接、試験監督等の入試業務に従事した教員並びに大学入学共通テストの当日業務に従事した教員に対して、入試業務手当を支給する。

2 入試業務手当の額は、予算の範囲内で別に定める額とする。

3 入試業務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第23条の3 削除

(職務付加手当)

第23条の4 職務付加手当は、次の各号に掲げる著しく負担のかかる職務を付加された職員に対して支給する。ただし、第17条に規定する管理職手当を支給される職員（以下「管理職員」という。）には支給しない。

- (1) 教育コーディネーター
- (2) 統括研究・産学連携コーディネーター
- (3) 地域協働コーディネーターのうち、学長の指定する者
- (4) 国際連携コーディネーターのうち、学長の指定する者
- (5) 産業医
- (6) 人権センター副センター長
- (7) 衛生管理者及び衛生工学衛生管理者のうち、学長の指定する者
- (8) 放射線取扱主任者のうち、学長の指定する者
- (9) 人権センター相談員

2 職務付加手当の月額は、前項各号に掲げる職務付加の区分に応じて、それぞれ別表第7の3に掲げる額とする。

3 職務付加手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特定看護師手当・専門看護師手当・認定看護師手当)

第23条の5 特定看護師手当、専門看護師手当及び認定看護師手当（以下「特定看護師手当等」という。）は、次の各号に掲げる看護職員のうち、医学部附属病院長が指定する者に支給する。

- (1) 特定看護師（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号の規定に基づく特定行為研修を修了した者をいう。）
- (2) 専門看護師（公益社団法人日本看護協会（以下「看護協会」という。）による専門看護師の認定証を有する者をいう。）
- (3) 認定看護師（看護協会による認定看護師の認定証を有する者をいう。）

2 特定看護師手当等の月額は、それぞれ別表第7の4に掲げる額とする。

3 特定看護師手当等は、第1項の規定により医学部附属病院長から指定された日の属する月の翌月（その日が初日であるときは、その日の属する月）から支給し、指定されなくなった日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給する。

(荣誉教授手当)

第23条の6 特別荣誉教授の称号を授与された教授（常勤の者に限る。）に荣誉教授手当を支給する。

2 荣誉教授手当の額は、別表第7の5に定める額とする。

3 荣誉教授手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(専門薬剤師手当・認定薬剤師手当)

第23条の7 専門薬剤師手当及び認定薬剤師手当は、専門薬剤師又は認定薬剤師の認定証を有し、当該認定されている分野の薬剤業務を行う医学部附属病院の薬剤師のうち、医学部附属病院長が指定する者に支給する。

2 専門薬剤師手当及び認定薬剤師手当の月額は、それぞれ別表第7の6に掲げる額とする。

3 専門薬剤師手当及び認定薬剤師手当は、第1項の規定により医学部附属病院長から指定された日の属する月の翌月（その日が初日であるときは、その日の属する月）から支給し、指定されなくなった日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給する。

(テニユア講師手当・テニユア助教手当・テニユア助教相当手当)

第23条の8 国立大学法人愛媛大学教員のテニユア教員育成制度に関する規則第9条に規定するテニユア資格審査に合格し、テニユア職に移行した教員のうち、特任准教授の称号を付与された講師には、テニユア講師手当を、特任講師の名称を付与された助教には、テニユア助教手当を支給する。

2 任期を付して採用後、特任講師の名称を付与された助教（前項に掲げる者を除く。）のうち、別に定める要件を満たした者には、テニユア助教相当手当を支給する。

3 テニユア講師手当、テニユア助教手当及びテニユア助教相当手当の月額は、20,000円とする。

4 テニユア講師手当、テニユア助教手当及びテニユア助教相当手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(クロスアポイントメント手当)

第23条の9 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人愛媛大学教員等のクロスアポイントメントに関する

規程によりクロスアポイントメントの適用を受ける同規程第2条第1号に規定する職員のうち、クロスアポイントメントに関する協定に基づき、本学及び本学以外の機関（以下「相手方機関」という。）が特に認めた者に対して支給する。

- 2 クロスアポイントメント手当の額及び支給対象期間は、本学と相手方機関との協議により決定する。ただし、手当の額は、相手方機関が負担する給与額（原則、相手方機関においてクロスアポイントメントを適用することなく採用された場合に得られる給与額に、相手方機関の勤務割合を乗じて得た額）が、クロスアポイントメントを適用しなかった場合に得られる本学の給与額に、相手方機関の勤務割合を乗じて得た額を上回る場合、その差額とする。  
（看護職員特別手当）

第23条の10 看護職員特別手当は、医学部附属病院の看護職員に支給する。

- 2 看護職員特別手当の月額は、12,000円とする。

（幼稚園教諭特別手当）

第23条の11 幼稚園教諭特別手当は、教育学部附属幼稚園に勤務する副園長、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務する者に限る。）に支給する。

- 2 幼稚園教諭特別手当の月額は、次の各号に掲げる当該職員の職務の級に応じた額とする。

- (1) 教育職員Ⅲ俸給表1級の者 7,500円
- (2) 教育職員Ⅲ俸給表2級の者 9,600円
- (3) 教育職員Ⅲ俸給表3級の者 11,400円
- (4) 教育職員Ⅲ俸給表4級の者 12,900円

（研究代表者等特別手当）

第23条の12 研究代表者等特別手当は、別に定める「PI等人件費活用制度」の適用を希望し、学長の承認を受けた職員に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、研究代表者等特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（看護補助者特別手当）

第23条の13 看護補助者特別手当は、医学部附属病院において看護補助業務に従事する職員に支給する。

- 2 看護補助者特別手当の月額は、6,000円とする。

（初任給調整手当）

第24条 医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有する者のうち、別に定める職員には、初任給調整手当を支給する。

- 2 初任給調整手当の支給期間は採用の日から35年以内とし、その月額は、採用の日以後の期間の区分に応じ、別表第8に定める額とする。
- 3 初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（宿日直手当）

第25条 就業規則第52条により宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員には、宿日直手当を支給する。

- 2 宿日直手当の額は、別表第9に定める額とする。
- 3 第1項の勤務は、第29条から第31条までの勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第26条 管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第55条に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって所定労働時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、別表第10に定める額とする。
- 4 管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（附属学校教員特別手当）

第27条 附属高等学校及び教育学部附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校に勤務する副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常時勤務する者に限る。）及び実習助手には附属学校教員特別手当を支給する。

- 2 附属学校教員特別手当の月額は、別表第11に定める額とする。
- 3 附属学校教員特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 附属学校教員特別手当には、時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当を含む。

（産業教育手当）

第28条 附属高等学校において農業又は工業に係る産業教育に従事する副校長、主幹教諭、教諭、講師（常時勤務する者に限る。）及び実習助手に対して産業教育手当を支給する。

- 2 産業教育手当の額その他産業教育手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当)

第29条 就業規則第58条第1項の規定により、所定の労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われた場合は、100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、管理職員には支給しない。

2 時間外勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(休日勤務手当)

第30条 就業規則第58条第1項の規定により、同規則第55条に規定する休日において、勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われた場合は、100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、管理職員には支給しない。

2 休日勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当等の支給割合の特例)

第30条の2 所定の労働時間を超え又は就業規則第55条に規定する休日に勤務することを命ぜられ、所定の労働時間を超えて又は休日にした勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第29条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当又は休日勤務手当として支給する。

(併給調整)

第30条の3 附属高等学校及び教育学部附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校に勤務する副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(常時勤務する者に限る。)及び実習助手に対して、第26条に規定する管理職員特別勤務手当、第29条に規定する時間外勤務手当又は第30条に規定する休日勤務手当(以下「時間外勤務手当等」という。)を支給する場合にあつては、教職調整額及び附属学校教員特別手当(以下「教職調整額等」という。)を時間外勤務手当等の内払いとみなし、時間外勤務手当等の月額が教職調整額等の月額を超える場合は、時間外勤務等の月額から教職調整額等の月額を控除して得た額を時間外勤務手当等として支給するものとする。

(夜勤手当)

第31条 就業規則第51条第1項の規定により、午後10時から翌日の午前5時までの間に所定の労働時間として勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

## 第5章 賞与

(期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及び基準日前1箇月以内に退職した職員(別に定める職員を除く。)に支給する。

2 期末手当の額は、別表第12に定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給又は一時差止とする。

4 期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第33条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員及び基準日前1箇月以内に退職した職員(別に定める職員を除く。)に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

2 勤勉手当の額は、別表第13に定める額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、100分の102.5(特定幹部職員にあつては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

3 前条第3項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

4 勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(インセンティブ手当)

第33条の2 インセンティブ手当は、国立大学法人愛媛大学教員業績評価委員会が決定する大学の戦略に沿った評価項目の該当者として、学長が決定した職員(第4条第2項に規定する支給日の同年3月31日に在職した職員に限る。)に支給する。

2 インセンティブ手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第34条 削除



## 第6章 給与の計算

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第35条 第29条から第31条まで、第36条及び第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する地域手当、広域異動手当の月額、管理職手当、実務研修生手当、職務付加手当、特定看護師手当・専門看護師手当・認定看護師手当、荣誉教授手当、専門薬剤師手当・認定薬剤師手当、テニユア講師手当・テニユア助教手当・テニユア助教相当手当、看護職員特別手当、幼稚園教諭特別手当、看護補助者特別手当、初任給調整手当及び産業教育手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第29条及び第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、特殊勤務手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当額

(1日単位で支給されるものにあつては、その額を1日の所定労働時間で除した額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

(給与の減額)

第36条 職員が勤務しないときは、就業規則第60条第1項各号に規定する休暇、その他勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除き、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。ただし、給与期間において勤務すべき全時間数を勤務しないとき、又は減額すべき額が給与期間に対する給与(第35条に規定する勤務1時間あたりの給与額の基礎となる給与に限る。以下この項において同じ)よりも大であるかこれに等しい場合は、当該給与期間において支給されるべき給与から勤務しなかつた給与期間に対する給与を減額して給与を支給する。

(俸給の半減)

第37条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のため病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間の経過後の当該病気休暇及び当該措置に係る日につき俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる。

2 俸給及び俸給の調整額の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(端数計算)

第38条 第29条から第31条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜勤手当の額並びに第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第39条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 第7章 給与の特例

(退職者の給与)

第40条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに給与(基本給、諸手当及び賞与をいう。)の全額(労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。))に規定する休業補償給付または傷病補償年金がある場合には当該補償の額を控除した残額)を支給する。

2 職員が前項以外心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が1年(結核性疾病にあつては2年)に達するまでは、基本給、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、看護職員特別手当、幼稚園教諭特別手当、看護補助者特別手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。

3 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに基本給、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、看護職員特別手当、幼稚園教諭特別手当及び看護補助者特別手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第15条第1項第3号、第4号、第7号若しくは第2項又は第3項に掲げる本学が定める事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、別に定めるところに従い、基本給、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、看護職員特別手当、幼稚園教諭特別手当、看護補助者特別手当及び期末手当の100分の100以内を支給することができる。

5 第2項から第4項までの規定による基本給、地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

6 退職者の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(育児休業等職員の給与)

- 第41条 職員が国立大学法人愛媛大学職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）により育児休業及び出生時育児休業をしている期間中については、給与を支給しない。ただし、職員が育児休業規程により出生時育児休業中の就業の承認を受けて勤務する場合は、その勤務する1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額（職員代表との書面による協定に基づく専門業務型裁量労働制が適用される職員が勤務する場合は、7時間45分勤務したものとみなした額）を支給する。
- 2 職員が育児休業規程により育児時間の承認を受けて勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 3 第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業又は出生時育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 4 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業又は出生時育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 5 育児休業又は出生時育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。
- 6 育児休業等職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。  
（育児短時間勤務をしている職員の給与規程の特例）
- 第41条の2 育児休業規程第15条により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、育児休業規程第21条に規定する算出率（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第23条の10 第2項	とする	に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする
第23条の11 第2項		
第23条の13 第2項		
第29条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で所定労働時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定労働時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第30条の2	第29条第1項	第29条第1項（第41条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
別表第5	支給単位期間毎の額	公共交通機関利用者：定期券又は勤務回数に応じた回数券等の額 自動車等利用者：距離に応じた定額（月10回未満の勤務の場合は、半額）
	基本給	俸給の月額を算出率で除して得た額

別表第12	俸給月額+俸給の調整額	俸給の月額を算出率で除して得た額
	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額
別表第13	基本給	俸給の月額を算出率で除して得た額

(介護休業等職員の給与)

第42条 職員が国立大学法人愛媛大学職員の介護休業等に関する規程（以下「介護休業規程」という。）により介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 職員が介護休業規程により部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には第1項の規定にかかわら

ず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

4 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

5 介護休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の100分の100以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

6 介護休業等職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(自己啓発休業等職員の給与)

第42条の2 職員が国立大学法人愛媛大学職員の自己啓発等休業に関する規程により自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に自己啓発等休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に自己啓発等休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その自己啓発等休業の期間を大学等における修学(職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。)又は国際貢献活動のためのものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

5 自己啓発休業等職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(自宅待機を命ぜられた期間の給与)

第42条の3 職員就業規則第80条の2の規定により自宅待機を命ぜられた職員には、その自宅待機の期間中、給与の100分の100以内を支給することができる。

## 第8章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第43条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(この規程により難しい場合の措置)

第44条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(俸給表)

第2条 国立大学法人愛媛大学職員給与規程第1条に規定する職員のうち、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)(以下「給与法」という。)第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員(以下「承継職員」という。)の施行日における第7条第1項に規定する俸給表は、それぞれ行政職俸給表(一)を一般職員Ⅰ俸給表とし、行政職俸給表(二)を一般職員Ⅱ俸給表とし、教育職俸給表(一)を教育職員Ⅰ俸給表とし、教育職俸給表(二)を教育職員Ⅱ俸給表とし、教育職俸給表(三)を教育職員Ⅲ俸給表とし、医療職俸給表(二)を医療職員俸給表とし、医療職俸給表(三)を看護職員俸給表とし、指定職俸給表を指定職員俸給表とし、別に発令がなされない限り、それぞれ適用する。

(俸給月額)

第3条 前条の適用を受ける職員の施行日における俸給月額については、別に発令がなされない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎として俸給月額を決定する。

(昇給停止に関する経過措置)

第4条 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成10年

法律第120号) 附則第11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第9条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則を準用し、昇給させることができる。

(調整手当)

第5条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、第17条の規定にかかわらず、給与法第11条の7が適用された日から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日までの間、同条の適用があるものとする。

(扶養手当等)

第6条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第19条に規定する扶養手当、第20条に規定する住居手当、第21条に規定する通勤手当及び第22条に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のおりとする。

(休職者の給与)

第7条 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する休職者の給与の適用を受けていた職員の施行日における第40条に規定する休職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のおりとする。

(育児休業等の給与)

第8条 承継職員のうち、施行日の前日において国家公務員の育児休業に関する法律(平成3年法律第109号)第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員の施行日における第41条に規定する育児休業等職員の給与については、別に発令がなされない限り、従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成16年8月4日から施行し、平成16年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年11月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月11日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年7月13日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年9月14日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等)

2 施行日の前日において、別表第1-1から別表1-7までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額(別表第1-4の備考(二)又は別表1-5の備考(二)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の俸給月額、以下この項において同じ。)を受けていた職員の施行日における俸給月額(以下次項において「新俸給月額」という。)は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級の最高の号俸の額とその1号俸下位の号俸の差額	×	施行日の前日におけるその者の属する職務の級の最高の号俸とその1号下位の号俸との差額	+	施行日におけるその者の属する職務の級の最高の号俸の額
--	---	---	---	----------------------------

3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第11条第2項ただし書の規定の適用に当たっては、その者の旧俸給月額を受けていた期間(学長が別に定める職員にあっては、別に定める期間)をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動

等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事院通達を準用し、必要な調整を行うものとする。

(その他)

5 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、その者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

第3条 切替日の前日において別表第1-1から別表第1-7までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員(次条に規定する職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

3 切替日の前日において指定職員俸給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第4の新号俸欄に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

第4条 切替日の前日において別表第1-1から別表第1-7までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、別に定める。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第6条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年規則第128号)の施行日(平成21年12月1日)において減額改定対象外職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員で、その号俸が次の表の号俸欄に掲げる号俸であるものをいう。)にあっては当該俸給月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、減額改定対象外職員以外の職員にあっては当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年規則第123号)附則第2条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員Ⅰ	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
一般職員Ⅱ	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職員Ⅰ	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
	1級	1号俸から52号俸まで

教育職員Ⅱ	2級	1号俸から32号俸まで
	特2級	1号俸から4号俸まで
教育職員Ⅲ	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
	特2級	1号俸から4号俸まで
医療職員	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
看護職員	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降新たに俸給表の適用を受けることとなった職員（人事交流者に限る。）について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

第7条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する第16条第2項、別表第12及び別表第14中、「俸給月額」とあるのは「俸給月額と国立大学法人愛媛大学給与規程の一部を改正する規程（平成18年規則53号）附則第6条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例）

第8条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第11条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第18条第2項	100分の18	100分の18を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の15	100分の15を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の12	100分の12を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の10	100分の10を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の6	100分の6を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の3	100分の3を超えない範囲内で別に定める割合

（地域手当に関する経過措置）

第9条 施行日の前日において改正前の給与規程第18条第3項の適用を受けている職員に対する地域手当の支給に関する改正後の同条同項の規定の適用については、「調整手当」を「地域手当」と読み替えて、改正前の同条同項の規定を適用する。

（その他）

第10条 第2条から前条までに定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

- 平成20年3月31日までの間においては、第18条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 第18条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成20年2月8日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の規定は平成19年4月1日から、別表第13の規定は平成19年12月1日から適用する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整に関する経過措置)

- 第41条第5項の規定は、育児休業をした職員が平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、従前の例による。

(給与の内払い)

- 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

(施行日前の退職者への適用)

- 第1項及び第2項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年7月9日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日までの間における文部科学省実務研修生手当の月額)

- 平成22年3月31日までの間においては、第17条の2第2項中「3,600円」とあるのは「1,800円」と、「4,400円」とあるのは「2,200円」と、「11,700円」とあるのは「5,800円」とする。

附 則

- この規程は、平成21年6月1日から施行する。

- 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第32条及び第33条の規定の適用については、第32条第2項別表第12の表期別支給割合中「140/100」とあるのは「125/100」と、「(120/100)」とあるのは「(110/100)」と、「75/100」とあるのは「70/100」と、「(65/100)」とあるのは「(60/100)」と、第33条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」と、同条第2項別表第13の表成績率中「150/100」とあるのは「140/100」と、「72/100」とあるのは「67/100」と、「190/100」とあるのは「170/100」と、「92/100」とあるのは「82/100」と、「35/100」とあるのは「30/100」と、「45/100」とあるのは「40/100」とする。

附 則

この規程は、平成21年7月15日から施行し、平成21年4月1日から適用する。



附 則

この規程は、平成21年9月9日から施行し、平成21年8月11日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月13日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年7月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(55歳を超える職員の俸給月額等の減額支給)

第2条 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が国立大学法人愛媛大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第37条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額、以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額、以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、第3項及び第4項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び第3項において「俸給月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（給与規程第32条第2項別表第12に規定する役職段階別加算を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表に規定する役職段階別加算額の加算割合を乗じて得た額（同表に規定する管理職加算を受ける職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額と同表に規定する管理職加算額の加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同表に規定する期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同表に規定する在職期間別割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同表に規定する役職段階別加算を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表に規定する役職段階別加算額の加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額と同表に規定する管理職加算額の加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給

される期末手当に係る同表に規定する期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同表に規定する在職期間別割合を乗じて得た額

- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（給与規程第33条第2項別表第13に規定する役職段階別加算を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給与規程第32条第2項別表第12に規定する役職段階別加算額を加算割合を乗じて得た額（給与規程第33条第2項別表第13に規定する管理職加算を受ける職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額に給与規程第32条第2項別表第12に規定する管理職加算額を加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額、第4項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る給与規程第33条第2項別表13に規定する期間率の割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る成績率（愛媛大学職員の勤勉手当成績率決定基準に規定する成績率をいう。以下この号において同じ。）を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同表に規定する役職段階別加算を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に給与規程第32条第2項別表第12に規定する役職段階別加算額を加算割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同表に規定する管理職加算額を加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額、第4項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る給与規程第33条第2項別表13に規定する期間率の割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る成績率を乗じて得た額
- (6) 給与規程第40条第1項から第4項までの規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 給与規程第40条第1項前各号に定める額
  - ロ 給与規程第40条第2項第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ハ 給与規程第40条第3項第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ニ 給与規程第40条第4項第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ホ 本学で準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第23条第7項第4号に定める額に、給与規程第40条第2項又は第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

俸給表	職務の級
一般職員Ⅰ俸給表	6級
教育職員Ⅰ俸給表	5級
教育職員Ⅱ俸給表	4級
教育職員Ⅲ俸給表	4級
医療職員俸給表	6級
看護職員俸給表	6級

- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての給与規程第29条から第31条まで及び第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第35条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 4 第1項の規定が適用される間、給与規程第33条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で第1項の定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）、12月に支給する場合に

においては100分の1.425（特定幹部職員にあつては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）、12月に支給する場合においては100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（第2条第1項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員に関する読替え）

第3条 国立大学法人愛媛大学職員の育児休業等に関する規程第18条に規定する育児短時間勤務職員（以下第5条第2項において「育児短時間勤務職員」という。）に対する前条第1項第1号、第4号及び第5号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の俸給月額」とあるのは、「号俸の俸給月額に、当該特定職員に係る国立大学法人愛媛大学職員の育児休業等に関する規程第21条第1項に規定する算出率（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額」と、「同項の」とあるのは「給与規程第37条第1項の」と、「当該最低の号俸の俸給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第4号及び第5号中「俸給月額」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額」と、「俸給月額に」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額に」と、「俸給月額減額基礎額」とあるのは「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額」と、「俸給月額減額基礎額に」とあるのは「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額に」とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

第4条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する第2条第1項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「平成22年12月1日後」とする。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

第5条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において給与規程第11条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、国立大学法人愛媛大学職員の育児休業等に関する規程第21条第1項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規則第53号）附則第6条第1項の規定は、平成22年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年6月15日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年9月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

（平成24年6月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成24年6月1日において国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規則第53号）附則第6条（以下この条において、「附則第6条」という。）の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受ける職員（以下この条において「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の給与規程第11条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年6月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあつては、2号俸）上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日において附則第6条の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年6月1日におけ

る号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 3 平成26年4月1日において附則第6条の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年6月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 4 国立大学法人愛媛大学職員の育児休業等に関する規程（以下この項において、「育児休業等に関する規程」という。）第18条に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額を、当該号俸に応じた額に、育児休業等に関する規程第21条第1項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成24年8月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月12日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年7月10日から施行し、平成25年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月27日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年12月24日から施行する。ただし、別表第1、別表第5及び別表第8の規定は平成26年4月1日から、別表第13の規定は平成26年12月1日から適用する。  
（給与の内払い）
- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。  
（施行日前の退職者への適用）
- 3 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。  
（平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例）
- 4 平成27年3月31日までの間における給与規程第11条第2項（給与規程第41条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号俸調整）

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第3条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において

受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人愛媛大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規則第123号）附則第2条の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に、100分の98.5を乗じて得た額を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときには、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

第3条の2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する第16条第2項及び別表第12中、「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と前条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

第4条 切替日から平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する国立大学法人愛媛大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第3項 別表第2	100分の20	100分の20を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の16	100分の16を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の15	100分の15を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の12	100分の12を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の10	100分の10を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の6	100分の6を超えない範囲内で別に定める割合
	100分の3	100分の3を超えない範囲内で別に定める割合
第22条第4項 別表第6	3万円	3万円を超えない範囲内で別に定める額

（地域手当に関する経過措置）

第5条 施行日の前日において改正前の給与規程第18条第3項の適用を受けている職員及び施行日に同項の規定の適用を受けることとなる職員に関する同項の規定の適用については、改正前の別表第2に定める支給割合とする。

（広域異動手当に関する特例）

第6条 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与規程第18条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

第7条 切替日前に職員がその在勤する官署を異にした異動をした場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与規程第18条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- この規程は、平成28年2月17日から施行する。ただし、別表第1及び別表第8の規定は平成27年4月1日から、別表第13の規定は平成27年12月1日から適用する。  
(給与の内払い)
- 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。  
(施行日前の退職者への適用)
- 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
(附属学校教員特別手当に関する経過措置)
- 施行日の前日において、改正前の第27条に規定する義務教育等教員特別手当を支給され、引き続き附属学校教員特別手当を支給されることとなった職員のうち、附属学校教員特別手当の額が、施行日の前日における義務教育等教員特別手当の額に達しないこととなる者には、その差額を支給する。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成29年2月14日から施行する。ただし、第17条の2第2項各号、別表第1及び別表第8の規定は平成28年4月1日から、別表第13の規定は平成28年12月1日から、第42条第5項の規定は平成29年1月1日から適用する。  
(給与の内払い)
- 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。  
(介護休業からの復職時における号俸調整に関する経過措置)
- 改正後の第42条第5項の規定は、平成29年1月1日以後の介護休業の期間について適用し、同日前の介護休業の期間については、なお従前の例による。  
(施行日前の退職者への適用)
- 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 国立大学法人愛媛大学特別教授手当支給細則（平成19年規則第176号）は廃止する。  
(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第2条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の支給に関する第19条第3項については、別表第3を次の各号のとおり読み替えて適用する。

(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間

別表第3 扶養手当

対象者	支給月額（1人につき）	扶養親族としての適用除外
配偶者 (内縁関係も含む。)	10,000円	1 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者 2 年額130万円以上の恒常的な所得がある者 3 重度心身障害者の場合は上記による外終身労務に服することができないものでない者
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	8,000円(※) (満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 1人につき5,000円加算)	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500円(※)	
満60歳以上の父母及び祖父母満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹		
重度心身障害者		

※ 配偶者がいない場合の扶養親族の1人に限り、子の場合は10,000円、子以外の場合は9,000円

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間

別表第3 扶養手当

対象者	支給月額（1人につき）	扶養親族としての適用除外
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円 (満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 1人につき5,000円加算)	1 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者 2 年額130万円以上の恒常的な所得がある者 3 重度心身障害者の場合は上記による外終身労務に服することができないものでない者
配偶者 (内縁関係も含む。)	6,500円	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫		
満60歳以上の父母及び祖父母満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 重度心身障害者		

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間

別表第3 扶養手当

対象者	支給月額（1人につき）	扶養親族としての適用除外
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円 (満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 1人につき5,000円加算)	1 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者 2 年額130万円以上の恒常的な所得がある者 3 重度心身障害者の場合は上記による外終身労務に服することができないものでない者
配偶者 (内縁関係も含む。)	6,500円 (一般職員 I 俸給表 8 級相当 (注) 及び一般職員 I 俸給表 9 級以上の職員は 3,500円)	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫		
満60歳以上の父母及び祖父母		
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 重度心身障害者		

(注) 「一般職員 I 俸給表 8 級相当の職員」とは、一般職員 I 俸給表 8 級、教育職員 I 俸給表 5 級、医療職員俸給表 8 級及び国立大学法人職員愛媛大学年俸制教員給与規程別表第 1 に定める年俸制教員基本年俸表 5 級相当を適用される職員をいう。

(特別教授手当の廃止に伴う経過措置)

第3条 施行日の前日において改正前の第3条第1項第2号による特別教授手当を支給されていた者には、同日に支給されていた額と同額を引き続き支給する。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成29年12月20日から施行する。ただし、第17条の2第2項各号、別表第1及び別表第8の規定は平成29年4月1日から、別表第13の規定は平成29年12月1日から適用する。  
(給与の内払い)
- 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。  
(施行日前の退職者への適用)

3 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

第2条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において給与規程第11条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額を、当該号俸に応じた額に、国立大学法人愛媛大学職員の育児休業等に関する規程第21条第1項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年6月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払い)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

(施行日前の退職者への適用)

3 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年1月22日から施行する。ただし、別表第1、別表第8及び別表第9の規定は平成30年4月1日から、別表第13の規定は平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払い)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

(施行日前の退職者への適用)

3 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年1月27日から施行する。ただし、別表第1の規定は平成31年4月1日から、第33条第2項及び別表第13の規定は令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払い)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

(施行日前の退職者への適用)

3 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

2 施行日の前日において改正前の給与規程第20条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（別に定



める職員を除く。) に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第20条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額、第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与規程第20条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与規程第20条第2項及び別表第4の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則

この規程は、令和2年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第30条の3の規定は令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年5月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年6月8日から施行する。ただし、第3条、第4条、第6条、第35条及び第40条に規定する幼稚園教諭特別手当並びに第23条の11の規定は令和4年2月1日から、別表第12の規定は令和4年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月18日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年1月24日から施行する。ただし、別表第1の規定は令和4年4月1日から、第33条第2項及び別表第13の規定は令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払い)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

(施行日前の退職者への適用)

3 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(延長定年適用職員の俸給月額等)

2 就業規則第22条の2の規定により定年年齢及び定年退職日が延長された職員に対する、第7条、第10条、第15条、第16条、第27条、第28条、別表第12及び別表第13の規定の適用については、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年9月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年1月29日から施行する。ただし、別表第1及び別表第8の規定は令和5年4月1日から、第33条第2項、別表第12及び別表第13の規定は令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払い)

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

(施行日前の退職者への適用)

3 第1項の規定にかかわらず、施行日前に退職した者には改正後の規定は適用しない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第35条に規定する看護補助者特別手当並びに第6条、第23条の13、第40条及び第41条の2の規定は令和6年2月1日から適用する。

別表第1-1 一般職員I 俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			

別表第1-1 一般職員I 俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用 職員以 外の職 員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300						
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600						
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800						
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000						
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300						
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600						
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800						
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000						
94		295,900	343,600								
95		296,200	344,100								
96		296,600	344,500								
97		296,800	344,700								
98		297,100	345,100								
99		297,500	345,500								
100		297,900	345,800								
101		298,100	346,100								
102		298,400	346,500								
103		298,800	346,900								
104		299,100	347,300								
105		299,300	347,800								
106		299,600	348,200								
107		300,000	348,600								
108		300,300	349,000								
109		300,500	349,500								
110		300,900	349,900								
111		301,300	350,200								
112		301,600	350,500								
113		301,800	351,000								
114		302,000									
115		302,300									
116		302,700									
117		302,900									
118		303,100									
119		303,400									
120		303,700									
121		304,100									
122		304,300									
123		304,600									
124		304,900									
125		305,200									
再雇用 職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けない職員に適用する。

別表第1-2 一般職員Ⅱ俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
	41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
	42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
	48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600

別表第1-2 一般職員Ⅱ俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用職員 以外の 職員	49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
	50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
	51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
	52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
	53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
	54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
	55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
	56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
	57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
	58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
	59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
	60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
	61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
	62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
	63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
	64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
	65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
	66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
	67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
	68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
	69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
	70	221,100	255,100	284,300	312,300	
	71	221,400	255,500	285,100	312,800	
	72	221,700	255,800	285,800	313,300	
	73	221,900	256,000	286,500	313,600	
	74	222,300	256,300	287,200	314,100	
	75	222,600	256,700	287,900	314,600	
	76	223,000	257,100	288,700	315,000	
	77	223,200	257,400	289,200	315,200	
	78	223,700	257,800	289,700	315,500	
	79	224,000	258,200	290,100	315,800	
	80	224,300	258,600	290,500	316,100	
	81	224,600	258,900	290,900	316,400	
	82	224,900	259,200	291,300	316,700	
	83	225,200	259,500	291,800	317,000	
	84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500		
86	226,100	260,100	293,100	317,900		
87	226,400	260,400	293,700	318,200		
88	226,700	260,700	294,200	318,400		
89	227,000	260,900	294,500	318,600		
90	227,400	261,100	295,000	318,900		
91	227,700	261,400	295,500	319,200		
92	228,000	261,600	295,800	319,500		
93	228,200	261,900	296,200	319,700		
94	228,500	262,200	296,700	320,000		
95	228,800	262,500	297,200	320,300		
96	229,100	262,700	297,700	320,500		
97	229,300	262,900	298,000	320,700		
98	229,600	263,200	298,400	321,000		
99	229,800	263,400	298,900	321,300		
100	230,100	263,700	299,400	321,500		

別表第1-2 一般職員Ⅱ俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	101	230,400	264,000	299,800	321,700	
	102	230,600	264,200	300,200		
	103	230,900	264,500	300,500		
	104	231,200	264,800	300,800		
	105	231,500	265,000	301,100		
	106	232,000	265,200	301,500		
	107	232,300	265,500	301,900		
	108	232,600	265,700	302,300		
	109	232,800	266,000	302,600		
	110	233,200	266,300	303,000		
	111	233,600	266,600	303,400		
	112	233,900	266,800	303,700		
	113	234,100	267,000	303,900		
	114	234,600	267,300	304,200		
	115	235,100	267,500	304,500		
	116	235,600	267,700	304,700		
	117	235,900	268,000	304,900		
	118	236,300	268,300	305,200		
	119	236,700	268,600	305,500		
	120	237,000	268,900	305,700		
	121	237,400	269,100	305,900		
	122		269,300	306,200		
	123		269,600	306,500		
	124		269,900	306,700		
	125		270,100	306,900		
	126		270,300	307,200		
	127		270,600	307,500		
	128		270,900	307,700		
	129		271,100	307,900		
	130		271,300	308,200		
	131		271,600	308,500		
	132		271,900	308,700		
	133		272,100	308,900		
	134		272,300			
	135		272,600			
	136		272,900			
	137		273,100			
再雇用職員		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

備考 この表は、次の各号に掲げる職員に適用する。

- (1) 用務員、労務作業員等の業務に従事する職員
- (2) 自動車運転手、車庫長等の業務に従事する者
- (3) 機械工作工、電工等の業務に従事する者
- (4) 機器の操作、保守等の業務に従事する者
- (5) 前各号に準ずる技能的業務に従事する者

別表第1-3 教育職員I 俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200
	2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500
	3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600
	4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700
	5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600
	6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000
	7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200
	8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500
	9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200
	10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700
	11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900
	12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100
	13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500
	14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700
	15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900
	16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200
	17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300
	18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600
	19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800
	20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100
	21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100
	22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400
	23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800
	24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100
	25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100
	26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200
	27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300
	28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400
	29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400
	30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700
	31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900
	32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800
	33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700
	34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800
	35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000
	36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000
	37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100
	38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100
	39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000
	40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900



別表第1-3 教育職員I 俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900
	42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800
	43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500
	44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400
	45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300
	46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100
	47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900
	48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700
	49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400
	50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100
	51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900
	52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800
	53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300
	54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
	55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
	56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
	57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
	58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
	59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
	60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
	61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800
	62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
	63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800
	64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800
	65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400
	66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300
	67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200
	68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100
	69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
	70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
	71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
	72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
	73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700
	74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200
	75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
	76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600
再雇 用職 員以 外の 職員	77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100
	78	294,700	348,000	415,400	450,300	540,700
	79	295,600	348,900	415,800	451,000	541,300
	80	296,400	349,800	416,200	451,600	541,900
	81	297,200	350,700	416,500	452,400	542,500
	82	298,100	351,600	416,900	453,100	
	83	298,900	352,500	417,200	453,400	
	84	299,700	353,400	417,600	454,000	

別表第1-3 教育職員I 俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	85	300,200	354,000	417,900	454,400	
	86	301,000	354,600	418,300	454,800	
	87	301,800	355,200	418,700	455,200	
	88	302,600	355,800	419,100	455,500	
	89	303,200	356,300	419,400	455,800	
	90	303,800	356,700	419,800	456,200	
	91	304,400	357,100	420,200	456,600	
	92	305,000	357,500	420,500	456,900	
	93	305,600	357,900	420,800	457,200	
	94	306,200	358,300	421,200	457,600	
	95	306,800	358,800	421,500	457,900	
	96	307,400	359,200	421,800	458,200	
	97	307,900	359,800	422,100	458,500	
	98	308,500	360,300	422,500	458,900	
	99	309,100	360,700	422,800	459,200	
	100	309,700	361,200	423,100	459,500	
	101	310,000	361,600	423,400	459,800	
	102	310,300	362,100	423,800		
	103	310,600	362,400	424,100		
	104	310,900	362,800	424,400		
	105	311,200	363,300	424,700		
	106	311,500	363,700	425,000		
	107	311,800	364,200	425,300		
	108	312,000	364,700	425,600		
	109	312,400	365,100	425,900		
	110	312,700	365,600	426,200		
	111	313,100	366,100	426,500		
	112	313,500	366,500	426,800		
	113	313,800	366,900	427,100		
	114	314,200	367,300	427,400		
	115	314,500	367,800	427,700		
	116	314,800	368,200	428,000		
	117	315,000	368,600	428,200		
	118	315,300	369,000			
	119	315,700	369,500			
	120	316,100	369,900			
	121	316,300	370,200			
	122	316,600	370,600			
	123	317,000	371,100			
	124	317,400	371,400			
	125	317,600	371,800			
	126	317,800	372,300			
	127	318,100	372,800			
	128	318,500	373,200			

別表第1-3 教育職員I 俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	129	318,700	373,600			
	130	319,000	374,100			
	131	319,400	374,600			
	132	319,600	375,100			
	133	319,800	375,600			
	134	320,100	376,100			
	135	320,500	376,600			
	136	320,700	377,100			
	137	320,900	377,600			
	138	321,100	378,100			
	139	321,300	378,600			
	140	321,600	379,100			
	141	322,000	379,600			
	142	322,300				
	143	322,600				
	144	322,900				
	145	323,300				
	146	323,600				
	147	323,800				
	148	324,100				
	149	324,500				
	150	324,800				
	151	325,100				
	152	325,300				
	153	325,600				
	154	325,900				
	155	326,200				
	156	326,500				
	157	326,700				
再雇 用職 員		236,600	283,800	294,800	316,800	401,000

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第1-4 教育職員Ⅱ俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	

別表第1-4 教育職員Ⅱ俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用 職員以 外の職 員	45	249,700	304,700	362,800	412,100	
	46	250,900	306,800	364,700	413,400	
	47	252,100	309,000	366,600	414,900	
	48	253,100	311,200	368,500	416,400	
	49	254,200	313,300	370,100	418,000	
	50	255,500	315,600	371,900	419,400	
	51	256,700	317,800	373,800	421,000	
	52	258,000	319,900	375,800	422,500	
	53	259,100	322,000	377,600	424,200	
	54	260,300	323,500	379,400	425,700	
	55	261,600	325,000	381,100	427,300	
	56	262,600	326,500	382,700	428,900	
	57	263,700	328,200	384,200	430,400	
	58	264,400	330,200	385,800	431,900	
	59	265,400	332,200	387,400	433,100	
	60	266,400	334,100	389,000	434,300	
	61	267,300	335,900	390,200	435,500	
	62	268,100	337,900	391,600	436,800	
	63	268,900	339,900	393,000	438,100	
	64	269,700	341,800	394,300	439,300	
	65	270,800	343,500	395,500	440,500	
	66	272,100	345,500	396,700	441,700	
	67	273,400	347,500	398,000	442,900	
	68	274,700	349,500	399,300	444,100	
	69	275,900	351,300	400,600	445,300	
	70	277,100	353,200	401,900	446,500	
	71	278,300	355,100	403,300	447,700	
	72	279,500	357,000	404,500	448,900	
	73	280,500	358,600	405,700	450,000	
	74	281,500	360,500	407,100	450,600	
	75	282,500	362,300	408,500	451,100	
	76	283,400	364,200	409,800	451,600	
	77	284,300	366,000	411,000	452,100	
	78	285,200	367,700	412,200		
	79	286,100	369,300	413,500		
	80	287,000	370,900	414,900		
	81	287,800	372,300	416,200		
	82	288,900	373,800	417,400		
	83	289,900	375,200	418,400		
	84	290,900	376,500	419,600		
	85	291,900	377,600	420,800		
	86	292,900	379,000	422,000		
	87	293,900	380,400	423,200		
	88	294,900	381,700	424,200		

別表第1-4 教育職員Ⅱ俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	89	296,000	382,900	425,300		
	90	297,100	384,200	426,300		
	91	298,200	385,300	427,300		
	92	299,200	386,500	428,300		
	93	299,700	387,700	429,200		
	94	300,700	388,800	430,000		
	95	301,800	390,000	430,800		
	96	303,000	391,200	431,600		
	97	304,000	392,600	432,400		
	98	305,100	393,600	432,800		
	99	306,100	394,600	433,200		
	100	307,100	395,600	433,600		
	101	307,900	396,500	434,000		
	102	309,000	397,500	434,300		
	103	310,000	398,600	434,600		
	104	311,000	399,700	434,800		
	105	311,600	400,400	435,100		
	106	312,500	401,300	435,400		
	107	313,300	402,200	435,700		
	108	314,100	403,100	435,900		
	109	314,800	403,900	436,100		
	110	315,200	404,800	436,400		
	111	315,600	405,600	436,700		
	112	316,100	406,400	436,900		
	113	316,600	407,000	437,100		
	114	317,000	407,700	437,400		
	115	317,500	408,400	437,700		
	116	317,900	409,100	437,900		
	117	318,400	409,700	438,100		
	118	318,900	410,200			
	119	319,300	410,600			
	120	319,800	411,000			
	121	320,300	411,300			
	122	320,700	411,600			
	123	321,200	411,900			
	124	321,700	412,100			
	125	322,300	412,300			
	126	322,600	412,600			
	127	322,900	412,900			
	128	323,200	413,100			
	129	323,400	413,300			
	130	323,700	413,600			
	131	324,000	413,900			
	132	324,300	414,100			
	133	324,500	414,300			
	134	324,700	414,600			
	135	324,900	414,900			
	136	325,200	415,100			

別表第1-4 教育職員Ⅱ俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700				
	147	328,000				
	148	328,300				
	149	328,500				
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
再雇用 職員		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

- 備考 (一) この表は附属高等学校及び教育学部附属特別支援学校に勤務する副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師及び実習助手に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第1-5 教育職員Ⅲ俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	



別表第1-5 教育職員Ⅲ俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用 職員以 外の職 員	45	249,100	282,000	360,700	382,000	
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	
	49	253,800	290,300	366,300	387,900	
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	
	53	258,500	296,800	372,300	393,300	
	54	259,900	298,800	373,800	394,600	
	55	260,900	300,700	375,300	395,700	
	56	261,900	302,700	376,700	396,800	
	57	262,900	304,700	378,100	398,000	
	58	263,900	306,800	379,500	399,200	
	59	264,900	309,000	380,800	400,400	
	60	265,900	311,200	382,100	401,600	
	61	266,800	313,300	383,000	402,700	
	62	267,500	315,600	384,200	403,700	
	63	268,200	317,800	385,300	405,000	
	64	268,800	319,900	386,400	406,200	
	65	269,500	322,000	387,200	407,400	
	66	270,700	323,500	388,300	408,500	
	67	271,800	325,000	389,300	409,600	
	68	272,900	326,500	390,300	410,700	
	69	274,200	328,200	391,400	411,700	
	70	275,600	330,200	392,400	412,900	
	71	276,800	332,200	393,500	414,100	
	72	278,000	334,100	394,600	415,300	
	73	278,800	335,900	395,600	415,900	
	74	279,700	337,900	396,700	416,700	
	75	280,700	339,800	397,800	417,400	
	76	281,700	341,700	398,800	417,900	
	77	282,600	343,400	399,700	418,200	
	78	283,600	345,200	400,600	418,600	
	79	284,700	346,900	401,600	419,000	
	80	285,500	348,600	402,600	419,400	
	81	286,300	350,400	403,400	419,700	
	82	287,100	352,100	404,200	420,100	
	83	287,900	353,500	404,900	420,500	
	84	288,700	355,100	405,700	420,800	
	85	289,600	356,300	406,400	421,100	
	86	290,400	357,900	407,200	421,500	
	87	291,100	359,400	407,900	421,900	
	88	291,900	360,900	408,600	422,200	

別表第1-5 教育職員Ⅲ俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	89	292,800	362,200	409,200	422,500	
	90	293,700	363,500	409,900	422,800	
	91	294,600	364,800	410,400	423,100	
	92	295,300	366,200	411,100	423,300	
	93	295,600	367,600	411,500	423,500	
	94	296,300	368,900	411,900		
	95	297,000	370,100	412,200		
	96	297,700	371,200	412,500		
	97	298,400	372,200	412,700		
	98	299,200	373,200	413,000		
	99	300,000	374,200	413,300		
	100	300,700	375,100	413,500		
	101	301,400	375,900	413,700		
	102	301,800	376,900	414,000		
	103	302,200	377,800	414,300		
	104	302,600	378,700	414,500		
	105	302,800	379,500	414,700		
	106	303,100	380,400	415,000		
	107	303,400	381,300	415,300		
	108	303,600	382,200	415,500		
	109	303,800	383,000	415,700		
	110	304,000	384,000	416,000		
	111	304,300	384,900	416,300		
	112	304,600	385,800	416,500		
	113	304,800	386,400	416,700		
	114	305,000	387,300	417,000		
	115	305,200	388,200	417,300		
	116	305,500	389,100	417,500		
	117	305,800	389,900	417,700		
	118	306,000	390,600			
	119	306,300	391,400			
	120	306,600	392,200			
	121	306,800	392,800			
	122	307,000	393,600			
	123	307,200	394,300			
	124	307,500	395,000			
	125	307,800	395,600			
	126		396,300			
	127		396,800			
	128		397,400			
	129		398,100			
	130		398,700			
	131		399,200			
	132		399,700			

別表第1-5 教育職員Ⅲ俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	133		400,000			
	134		400,300			
	135		400,600			
	136		400,900			
	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
再雇用 職員		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

- 備考 (一) この表は教育学部附属幼稚園、小学校、中学校に勤務する副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び講師に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第1-6 医療職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	

別表第1-6 医療職員俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用 職員以 外の職 員	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100		
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900			
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
	81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
	82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
	83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
	84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
	85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
	86		290,700	326,500	347,300				
	87		290,900	326,700	347,600				
	88		291,100	327,000	347,900				

別表第1-6 医療職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	89		291,500	327,400	348,300				
	90		291,700	327,800	348,600				
	91		291,900	328,200	349,000				
	92		292,100	328,600	349,300				
	93		292,500	328,900	349,700				
	94		292,700	329,100	350,000				
	95		292,900	329,500	350,300				
	96		293,200	329,800	350,600				
	97		293,500	330,000	350,900				
	98		293,700	330,300	351,300				
	99		293,900	330,600	351,700				
	100		294,200	330,900	352,100				
	101		294,500	331,100	352,600				
	102		294,700	331,400	353,000				
	103		294,900	331,800	353,400				
	104		295,200	332,000	353,800				
	105		295,500	332,200	354,300				
	106			332,400					
	107			332,800					
	108			333,000					
	109			333,200					
	110			333,600					
	111			334,000					
	112			334,400					
	113			334,600					
再雇用 職員		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	427,900

備考 この表は、次の各号に掲げる職員に適用する。

- (1) 薬剤師
- (2) 栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師及び衛生検査技師
- (5) 臨床工学技士
- (6) 理学療法士
- (7) 視能訓練士
- (8) 言語聴覚士
- (9) 歯科衛生士及び歯科技工士
- (10) その他医療技術職員

別表第1-7 看護職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200

別表第1-7 看護職員俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用 職員以外 の職員	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
	94	283,800	316,500	349,400	367,500			
	95	284,700	317,200	350,100	367,900			
	96	285,600	317,800	350,700	368,200			



別表第1-7 看護職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	97	286,200	318,300	351,100	368,800			
	98	286,800	318,600	351,500	369,300			
	99	287,400	319,200	352,000	369,800			
	100	288,300	319,800	352,400	370,300			
	101	289,100	320,200	352,900	370,900			
	102	289,900	320,800	353,300	371,400			
	103	290,700	321,400	353,800	371,900			
	104	291,500	321,900	354,200	372,300			
	105	292,100	322,300	354,500	372,900			
	106	292,600	322,800	355,000	373,400			
	107	293,100	323,300	355,400	373,900			
	108	293,500	323,800	355,700	374,400			
	109	293,700	324,200	356,200	375,000			
	110	294,000	324,600	356,700	375,400			
	111	294,200	324,900	357,200	375,900			
	112	294,500	325,200	357,700	376,400			
	113	294,800	325,500	358,200	377,000			
	114	295,000	325,900	358,700				
	115	295,300	326,300	359,200				
	116	295,500	326,600	359,600				
	117	295,800	326,800	360,000				
	118	296,100	327,100	360,400				
	119	296,400	327,500	360,900				
	120	296,700	327,700	361,400				
	121	297,000	327,900	361,800				
	122	297,400	328,200	362,300				
	123	297,700	328,500	362,800				
	124	298,100	328,800	363,300				
	125	298,300	329,000	363,600				
	126	298,500	329,300					
	127	298,800	329,700					
	128	299,200	329,900					
	129	299,400	330,100					
	130	299,700	330,300					
	131	300,100	330,700					
	132	300,500	330,900					
	133	300,700	331,200					
	134	301,000	331,600					
	135	301,400	332,000					
	136	301,700	332,400					
	137	301,900	332,700					
	138	302,200	333,100					
	139	302,600	333,500					
	140	302,900	333,900					
	141	303,100	334,200					
	142	303,500	334,600					
	143	303,900	334,900					
	144	304,200	335,300					

別表第1-7 看護職員俸給表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	145	304,400	335,600					
	146	304,600	336,000					
	147	304,900	336,400					
	148	305,300	336,800					
	149	305,500	337,100					
	150	305,700	337,500					
	151	306,000	337,900					
	152	306,300	338,300					
	153	306,700	338,600					
	154	306,900						
	155	307,100						
	156	307,400						
	157	307,700						
	158	308,000						
	159	308,300						
	160	308,600						
	161	309,000						
	162	309,300						
	163	309,600						
	164	309,900						
	165	310,300						
	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600						
再雇用 職員		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第2

① 地域手当の月額＝（俸給＋俸給の調整額＋教職調整額＋管理職手当＋扶養手当の月額  
（以下「地域手当基礎額」という。））×支給地域に応じた支給割合  
※1円未満の端数は切捨

② 支給地域及び支給割合は、次のとおりとする。

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の20
茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 大阪府	取手市・つくば市 和光市 袖ヶ浦市・印西市 武蔵野市・調布市・町田市・小平市・日野市・国分寺市・狛江市・清瀬市・多摩市 横浜市・川崎市・厚木市 刈谷市・豊田市 大阪市・守口市	100分の16
茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 大阪府 兵庫県	守谷市 さいたま市・志木市 千葉市・成田市 八王子市・青梅市・府中市・東村山市・国立市・福生市・稲城市・西東京市・鎌倉市 名古屋市・豊明市 池田市・高槻市・大東市・門真市 西宮市・芦屋市・宝塚市	100分の15
茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	牛久市 東松山市・朝霞市 船橋市・浦安市 立川市 相模原市・藤沢市 鈴鹿市 京田辺市 豊中市・吹田市・寝屋川市・箕面市・羽曳野市 神戸市 天理市	100分の12
宮城県 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 広島県	多賀城市 水戸市・日立市・土浦市・龍ヶ崎市 坂戸市・市川市・松戸市・佐倉市・市原市・富津市 三鷹市・あきる野市 横須賀市・平塚市・小田原市・茅ヶ崎市・大和市 西尾市・知多市・みよし市 四日市市 大津市・草津市・栗東市 京都市 堺市・枚方市・茨木市・八尾市・柏原市・東大阪市・交野市 尼崎市・伊丹市・三田市 奈良市・大和郡山市 広島市	100分の10

福岡県	福岡市・春日市・福津市	
宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 香川県 福岡県	仙台市 古河市・ひたちなか市・神栖市 宇都宮市・大田原市・下野市 高崎市 川越市・川口市・行田市・所沢市・飯能市・加須市・春日部市・羽生市・鴻巣市・上尾市・深谷市・草加市・越谷市・戸田市・入間市・久喜市・三郷市・比企郡滑川町・比企郡鳩山町・北葛飾郡杉戸町 野田市・茂原市・東金市・柏市・流山市・印旛郡酒々井町・印旛郡栄町 三浦市・三浦郡葉山町・中郡二宮町 甲府市 塩尻市 岐阜市 静岡市・沼津市・磐田市・御殿場市 岡崎市・瀬戸市・春日井市・豊川市・津島市・碧南市・安城市・犬山市・江南市・田原市・弥富市・西春日井郡豊山町・津市・桑名市・亀山市 彦根市・守山市・甲賀市 宇治市・亀岡市・向日市・木津川市 岸和田市・泉大津市・泉佐野市・富田林市・河内長野市・和泉市・藤井寺市・泉南市・阪南市・泉南郡熊取町・泉南郡田尻町・泉南郡岬町・南河内郡太子町・明石市・赤穂市 大和高田市・橿原市・香芝市・北葛飾郡王寺町・和歌山市・橋本市 高松市 太宰府市・糸島市・糟屋郡新宮町・糟屋郡粕屋町	100分の6
北海道 宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県	札幌市 名取市 笠間市・鹿嶋市・筑西市 栃木市・鹿沼市・小山市・真岡市 前橋市・太田市・渋川市 熊谷市 木更津市・君津市・八街市 武蔵村山市 新潟市 富山市 金沢市・河北郡内灘町 福井市 南アルプス市 長野市・松本市・諏訪市・伊那市 大垣市・多治見市・美濃加茂市・各務原市・可児市 浜松市・三島市・富士宮市・富士市・焼津市・掛川市・藤枝市・袋井市 豊橋市・一宮市・半田市・常滑市・小牧市・海部郡飛鳥村 名張市・伊賀市 長浜市・東近江市 姫路市・加古川市・三木市 桜井市・宇陀市	100分の3

岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 福岡県 長崎県	岡山市 三原市・東広島市・廿日市市・安芸郡海田町・安芸郡坂町 周南市 徳島市・鳴門市・阿南市 坂出市 北九州市・筑紫野市・糟屋郡宇美町 長崎市	
---	---	--

別表第3 扶養手当

対象者	支給月額（1人につき）	扶養親族としての適用除外
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円 (満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算)	1 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者 2 年額130万円以上の恒常的な所得がある者 3 重度心身障害者の場合は上記による外終身労務に服することができないものでない者
配偶者 (内縁関係も含む。)	イ 下記ロ、ハ以外の職員 6,500円	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	ロ 一般職員I俸給表8級相当の職員	
満60歳以上の父母及び祖父母	(注) 3,500円	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 重度心身障害者	ハ 一般職員I俸給表9級以上の職員 支給しない	

(注) 「一般職員I俸給表8級相当の職員」とは、一般職員I俸給表8級、教育職員I俸給表5級、医療職員俸給表8級、国立大学法人愛媛大学年俸制教員給与規程別表第1に定める年俸制教員基本年俸表5級相当及び国立大学法人愛媛大学第2号年俸制教員給与規程別表第1に定める第2号年俸制教員基本年俸表5級相当を適用される職員をいう。

別表第4 住居手当

給与規程 適用条項	支給要件	支給額(月額)	備 考
第20条第1項第1号	自ら居住するため住宅(借間を含む。)を借り受け、かつ、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員	(1) 家賃16,000円を超え27,000円以下の場合 (家賃-16,000円)(百円未満切捨) (2) 家賃27,000円を超え61,000円未満の場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円(百円未満切捨) (3) 家賃61,000円以上の場合 28,000円	適用除外職員 1 本学又は国の機関の職員宿舎を貸与されている職員 2 地方又は特殊法人設置の職員宿舎を貸与されている職員
第20条第1項第2号	単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員	(1) 家賃16,000円を超え27,000円以下の場合 (家賃-16,000円)×1/2(百円未満切捨) (2) 家賃27,000円を超え61,000円未満の場合 ((家賃-27,000円)×1/2+11,000円)(百円未満切捨)×1/2(百円未満切捨) (3) 家賃61,000円以上の場合 14,000円	3 扶養親族でない配偶者、父母又は配偶者の父母が所有し、又は借り受けた住居に同居している職員 4 扶養親族の所有する住宅を借り受け、居住している職員
第20条第1項第1号に該当する職員で同項第2号にも該当する職員		第20条第1項第1号の支給額+同項第2号の支給額	5 配偶者が居住するための住宅が、上記1~4に該当する場合

(注) 家賃には次に掲げるものは含まない。

- ①権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの
- ②電気、ガス、水道等の料金
- ③共益費
- ④店舗住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料

別表第5 通勤手当

給与規程適用条項	支給要件		1ヶ月当たり運賃等相当額等		支給単位期間	手当支給日	手当額(支給単位期間毎の額)				
第21条第1項第1号	交通機関等を利用し運賃等を負担することを常例とする職員	定期券	55,000円未満	6ヶ月以内で最も合理的かつ経済的な期間	1ヶ月	左記支給単位期間に係る最初の月の給与支給日	支給単位期間に対応する通用期間の定期券額				
			55,000円以上				55,000円×支給単位期間の月数				
第21条第1項第2号	徒歩による通勤距離が2km以上の職員(徒歩による通勤困難な職員は除く。)	自動車等交通用具を利用する職員	自動車等使用距離	5km未満	1ヶ月		1ヶ月当たり運賃等相当額				
				5km以上10km未満			55,000円				
				10km以上15km未満			2,000円				
				15km以上20km未満			4,200円				
				20km以上25km未満			7,100円				
				25km以上30km未満			10,000円				
				30km以上35km未満			12,900円				
				35km以上40km未満			15,800円				
				40km以上45km未満			18,700円				
				45km以上50km未満			21,600円				
				50km以上55km未満			24,400円				
				55km以上60km未満			26,200円				
60km以上	28,000円										
第21条第1項第3号	交通機関等と自動車等を併用する職員	自動車等使用距離2km以上	第1号の月額+第2号の月額=55,000円未満	交通機関に係る分	第1号に準じる		第1号の手当額				
			第1号の月額+第2号の月額=55,000円以上	自動車等に係る分	第2号に準じる		第2号の手当額				
第21条第1項第4号	支給要件	(1ヶ月当たり特別料金等相当額)×1/2	特別料金等支給単位期間	6ヶ月以内で最も合理的かつ経済的な期間(1ヶ月単位に限る)	1ヶ月		手当額				
							異動等に伴い、当該異動の直前(準ずる住宅を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、特別料金等を負担することを常例としなければ通勤が困難である職員	新幹線鉄道等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。) ○新幹線鉄道等を利用しないものとした場合の通勤距離が60km以上又は通勤時間が90分以上 ○新幹線鉄道等を利用した場合の通勤時間が30分以上短縮	定期券	20,000円未満	(特別料金等の定期券額×1/2)+(第1号又は第3号の額)
									20,000円以上	(20,000円×支給単位期間の月数)+(第1号又は第3号の額)	
							高速自動車国道等の有料の道路 ○高速自動車国道等の有料の道路を利用しないものとした場合の通勤距離が60km以上又は通勤時間が90分以上 ○高速自動車国道等の有料の道路を利用した場合の通勤時間が30分以上短縮	20,000円未満	回数券	20,000円未満	(1ヶ月当たり特別料金等相当額×1/2)+(第1号又は第3号の額)
									20,000円以上	20,000円+(第1号又は第3号の額)	
							20,000円以上	20,000円+(第1号又は第3号の額)			

備考

- 交通機関等(新幹線鉄道等を除く。)の1ヶ月当たりの運賃等相当額は、下記①及び②のうち、より合理的かつ経済的な方法により算定する。(1円未満端数切り捨て)
  - ①定期券……利用する交通機関等に応じて6ヶ月以内で最も合理的かつ経済的な通用期間の定期券の価額を当該期間で除して得た額
  - ②回数券等……当該回数券等の通勤21回分の運賃等の額(交替制勤務職員等については、平均1箇月当たりの通勤所要回数分)
- 特別料金等とは、その利用にかかる運賃総額から備考1により算出した運賃等相当額を減じた額をいう。
- 特別料金等相当額の算出については、備考1に準じる。
- 通勤手当支給後、支給単位期間内に離職、通勤方法の変更等通勤手当額に変更があった場合は、当該事由が生じた後の期間を考慮した額を返納させるものとする。



別表第6 単身赴任手当

支 給 要 件	支 給 額 (月 額)																											
1 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員	<p>月額=30,000円+加算額</p> <p>加算額は配偶者等の住居から職員の住居までの交通距離により次の額を加算する。</p> <table border="0"> <tr> <td>100 km以上</td> <td>300 km未満</td> <td>8,000 円</td> </tr> </table>	100 km以上	300 km未満	8,000 円																								
100 km以上	300 km未満	8,000 円																										
2 人事交流等により採用された職員及び1の職員との均衡上必要と認められる職員で1に準ずる要件を満たす職員	<table border="0"> <tr> <td>300 km以上</td> <td>500 km未満</td> <td>16,000 円</td> </tr> <tr> <td>500 km以上</td> <td>700 km未満</td> <td>24,000 円</td> </tr> <tr> <td>700 km以上</td> <td>900 km未満</td> <td>32,000 円</td> </tr> <tr> <td>900 km以上</td> <td>1,100 km未満</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,100 km以上</td> <td>1,300 km未満</td> <td>46,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,300 km以上</td> <td>1,500 km未満</td> <td>52,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,500 km以上</td> <td>2,000 km未満</td> <td>58,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,000 km以上</td> <td>2,500 km未満</td> <td>64,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,500 km以上</td> <td>70,000 円</td> </tr> </table>	300 km以上	500 km未満	16,000 円	500 km以上	700 km未満	24,000 円	700 km以上	900 km未満	32,000 円	900 km以上	1,100 km未満	40,000 円	1,100 km以上	1,300 km未満	46,000 円	1,300 km以上	1,500 km未満	52,000 円	1,500 km以上	2,000 km未満	58,000 円	2,000 km以上	2,500 km未満	64,000 円		2,500 km以上	70,000 円
300 km以上	500 km未満	16,000 円																										
500 km以上	700 km未満	24,000 円																										
700 km以上	900 km未満	32,000 円																										
900 km以上	1,100 km未満	40,000 円																										
1,100 km以上	1,300 km未満	46,000 円																										
1,300 km以上	1,500 km未満	52,000 円																										
1,500 km以上	2,000 km未満	58,000 円																										
2,000 km以上	2,500 km未満	64,000 円																										
	2,500 km以上	70,000 円																										

別表第7 特殊勤務手当

手当の名称	対象職員	作業内容	支給額				
			回数	時間	距離	金額	
夜間主コース担当 手当	教育職員 I 俸給表の適用を受ける職員	法文学部夜間主コースにおける授業	1回			2,000円	
社会教育主事講習講師 手当	教育職員俸給表の適用を受ける職員(助手を除く。)	社会教育主事講習の講師(講義形式)	30分			3,000円	
		社会教育主事講習の講師(演習形式)	30分			2,000円	
学校図書館司書 教諭講習講師手当	教育職員 I 俸給表の適用を受ける職員(助手を除く。)	学校図書館司書教諭講習の講師	30分			3,000円	
連携教職課程担 当手当	教育職員 I 俸給表の適用を受ける職員(助手を除く。)	四国地区5国立大学による連携教職課程の連携開設科目を担当し、本学で授業を実施する場合(他大学の学生が受講する場合に限る。)	1時間			3,000円	
		四国地区5国立大学による連携教職課程の連携開設科目を担当し、本学以外で授業を実施する場合(他大学の学生が受講する場合に限る。)	1時間			5,000円	
高所作業手当	①農学部 に所属する職員	地上10メートル以上の樹木上で行う種子採取等	1日	10m以上	4時間以上	220円	
					4時間未満	132円	
	②施設基盤部 に所属する職員	地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う営繕工事の監督	1日	15m以上	4時間以上	200円	
					4時間未満	120円	
					30m以上	4時間以上	300円
						4時間未満	180円
死体処理 手当	①医学部の解剖学・発生学分野、分子病理学分野、ゲノム病理学分野若しくは法医学分野に配置されている職員のうち一般職員 I 俸給表及び一般職員 II 俸給表の適用を受ける職員(俸給の調整額を受ける職員には支給しない。)	当該分野における死体の処理作業	1日			3,200円	
	②一般職員 I 俸給表及び一般職員 II 俸給表の適用を受ける職員	教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業(同一の日において、①に掲げる作業に従事した場合を除く。)	1日			1,000円	
防疫等作業 手当	医学部附属病院の感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員(教育職員 I 俸給表の適用を受ける職員を除く。)	感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病菌の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	1日			290円	
放射線取扱 手当	医学部附属病院に所属する診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命ぜられているエックス線助手	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	1月			7,000円	
	上記以外の職員	電離放射線障害防止規則第3条第1項に規定する管理区域内において行う業務で、学長の定めるもの					
山上等作業 手当	一般職員 I 俸給表の適用を受ける職員	農学部附属演習林において、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈りの作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業	1日			260円	
夜間看護等 手当	医学部附属病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	1回	深夜の全部		7,300円	
				深夜(4時間以上)		3,550円	
				深夜(2時間以上4時間未満)		3,100円	
				深夜(2時間未満)		2,150円	
			加算額	通勤距離(片道)	2km~5km	380円	
5km~10km	760円						
10km以上	1,140円						
夜間診療 手当	教育職員 I 俸給表の適用を受ける	正規の勤務時間による勤務が深夜の全	1回			20,000円	

	医師又は歯科医師免許を所有する職員	部において行われる医師又は歯科医師の業務			
夜間検査等手当	医学部附属病院に勤務する医療技術職員	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる検査等の業務	1回		2,900 円
ドクターヘリ搭乗手当	教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける医師免許を所有する職員及び看護職員俸給表の適用を受ける職員	ヘリコプターに搭乗し、救命救急措置その他の医療行為を行う医師又は看護師の業務	1時間		1,900 円
救急勤務医手当	教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける医師免許又は歯科医師免許を所有する職員	休日又は夜間に救急医療対応を行う医師又は歯科医師の業務	1日	休日 昼間	13,500 円
				夜間	18,600 円
分娩取扱手当	教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける医師免許を所有する職員	分娩を取り扱う医師の業務	1回		10,000 円
	医学部附属病院に勤務する助産師	分娩を取り扱う助産師の業務	1回		3,000 円
小児期・周産期カウンセリング手当	教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける医師免許を所有する職員	先天異常・遺伝性疾患・出生前診断などの相談に対し、臨床遺伝専門医資格を有する医師が特別に時間を設けて行う遺伝カウンセリング業務	1回		20,000 円
麻酔ローテーション手当	教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける医師免許を所有する職員	麻酔技術習得及び麻酔業務支援を目的として行われる麻酔ローテーション医師の業務	1日		10,000 円
麻酔指導手当	教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける医師免許を所有する職員(麻酔科標榜医に限る。)	麻酔ローテーション医師の指導業務	1月		30,000 円
新生児担当医手当		NICUにおいて、新生児医療を行う医師の業務	1件		10,000 円
手術看護業務手当	医学部附属病院手術部に所属する看護師	手術時における看護業務	1回	器械出し業務	1,000 円
				外回り業務	2,000 円
介助業務手当	医学部附属病院の病棟に勤務する技能職員で、介護職員初任者研修修了者	入院患者の介助業務	1日		700 円
健康診断従事手当	教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける医師免許を所有する職員(総合健康センターの職員を除く。)	本学が学生及び職員に対して実施する健康診断、又はこれに準ずる医師の業務	1時間		5,000 円
オンコール手当	教育職員Ⅰ俸給表の適用を受ける医師免許を所有する職員及び医学部附属病院に勤務する職員のうち医療職員俸給表又は看護職員俸給表の適用を受ける職員	入院患者の病状急変及び外来患者の緊急来院等に対処するための自宅等待機	1回		1,000 円
教員特殊業務手当	幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(常時勤務する者に限る。)及び実習助手で職務の級が教育職員Ⅱ俸給表又は教育職員Ⅲ俸給表の特2級、2級又は1級のもの(①から③に掲げる業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与えると学長が認める程度のものに限る。)	① 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの	1日	(被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると学長が認める業務に従事した場合 6,400 円)	3,200 円
		ア 非常災害時における児童(幼児を含む。以下同じ。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務			
		イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務			3,000 円
		ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務			
		② 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	1日		4,250 円
		③ 学長が定める対外運動競技等にお	1日		4,250 円

		いて児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの			
教育実習等指導手当	幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭	当該学部の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又は学長がこれに準ずると認める業務	1日	1,400円	
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭	小	教務、学年、研究、教育実習主任、生徒指導主事の業務	1日	200円
		中	教務、学年、研究、教育実習主任、生徒指導主事、進路指導主事の業務		
		高	教務、学年、研究、教育実習、学科主任、生徒指導、進路指導主事、農場長の業務		
		特	教務、学年、研究、教育実習主任、生徒指導主事、高等部に置かれる進路指導主事、学科、寮務主任の業務		
		○3学級未満の学校の生徒指導、進路指導主事、学科、寮務主任、農場長を除く。 ○3学級未満の学年の学年主任を除く。 ○6学級未満の学校の研究、教育実習主任を除く。			
極地観測手当	すべての職員	南緯55度以南の区域での南極地域観測	1日	職務の級に応じ1,800円～4,100円 越冬して行う業務に従事した場合30/100加算	
				一般職員Ⅰ 7級以上 教育職員Ⅰ 5級 教育職員Ⅱ 4級 教育職員Ⅲ 4級	4,100円
				一般職員Ⅰ 6級、5級、4級 教育職員Ⅰ 4級、3級 教育職員Ⅱ 3級、2級 教育職員Ⅲ 3級、2級	3,100円
				一般職員Ⅰ 3級 教育職員Ⅰ 2級	2,400円
				一般職員Ⅰ 2級 教育職員Ⅰ 1級 教育職員Ⅱ 1級 教育職員Ⅲ 1級	2,000円
				一般職員Ⅰ 1級	1,900円
研究費申請アドバイザーブラッシュアップ手当	研究費申請アドバイザーとして任命された職員	科学研究費助成事業等の外部資金に申請する際の申請書のブラッシュアップ	1件	5,000円	
人権センター調査手当	国立大学法人愛媛大学人権侵害防止等実施細則第4条に規定する調査チームに指名された職員	当事者及びその他の関係者等から事情聴取を行い、人権センター長に報告	1件	代表	30,000円
				その他	20,000円

(注) ① 管理職員には、管理職員特別勤務手当が支給される日の教員特殊業務手当は支給されない。  
② 作業日数は暦日によって計算する。

別表第7の2 削除

別表第7の3 職務付加手当

職務付加の区分	支給額(月額)
教育コーディネーター	3,000円
統括研究・産学連携コーディネーター	3,000円
地域協働コーディネーター	3,000円
国際連携コーディネーター	3,000円
産業医	10,000円
人権センター副センター長	5,000円
衛生管理者及び衛生工学衛生管理者	3,000円
放射線取扱主任者	3,000円
人権センター相談員	3,000円

別表第7の4 特定看護師手当等

区分	支給額(月額)
特定看護師手当	10,000円
専門看護師手当	5,000円
認定看護師手当	3,000円

別表第7の5 栄誉教授手当

指定区分	支給額(月額)
1種	200,000円
2種	150,000円
3種	100,000円

別表第7の6 専門薬剤師手当・認定薬剤師手当

区分	支給額(月額)
専門薬剤師手当	5,000円
認定薬剤師手当	3,000円

別表第8 初任給調整手当の月額

期間の区分	支給額
	円
1 年未満	51,100
1 年以上 2 年未満	51,100
2 年以上 3 年未満	51,100
3 年以上 4 年未満	51,100
4 年以上 5 年未満	51,100
5 年以上 6 年未満	51,100
6 年以上 7 年未満	49,300
7 年以上 8 年未満	47,500
8 年以上 9 年未満	45,700
9 年以上 10 年未満	43,900
10 年以上 11 年未満	42,100
11 年以上 12 年未満	40,300
12 年以上 13 年未満	38,500
13 年以上 14 年未満	36,700
14 年以上 15 年未満	35,300
15 年以上 16 年未満	33,900
16 年以上 17 年未満	32,500
17 年以上 18 年未満	31,100
18 年以上 19 年未満	29,700
19 年以上 20 年未満	28,300
20 年以上 21 年未満	26,900
21 年以上 22 年未満	26,300
22 年以上 23 年未満	25,700
23 年以上 24 年未満	24,700
24 年以上 25 年未満	24,100
25 年以上 26 年未満	23,500
26 年以上 27 年未満	22,900
27 年以上 28 年未満	22,300
28 年以上 29 年未満	21,500
29 年以上 30 年未満	21,200
30 年以上 31 年未満	20,800
31 年以上 32 年未満	20,200
32 年以上 33 年未満	19,300
33 年以上 34 年未満	18,400
34 年以上 35 年未満	17,700

※期間欄は、採用等の日以後の期間を示す。

別表第9 宿日直手当

種 類	支 給 額 (1回)
薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師の宿日直勤務	6,100 円
医師及び歯科医師の宿日直勤務 (集中治療部の勤務を除く。)	20,000 円
集中治療部の医師の宿日直勤務	25,000 円
看護師の宿日直勤務	7,000 円

別表第10 管理職員特別勤務手当

区 分		支給額 (勤務 (実働時間が6時間を超える勤務) 1回)	支給額 (勤務 (休日以外の日)の午前0時から午前5時) 1回)
管理職手当適用職員の区分	1 種	12,000 円 (18,000 円)	6,000 円
	2 種	10,000 円 (15,000 円)	5,000 円
	3 種	8,500 円 (12,750 円)	4,300 円
	4 種	7,000 円 (10,500 円)	3,500 円
	5 種~8 種	6,000 円 (9,000 円)	3,000 円

別表第11 附属学校教員特別手当の月額

(1) 教育職員俸給表Ⅲの適用をうける職員

職員の 区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	5,800	6,300	9,900	11,300	16,900
	2	5,800	6,300	10,000	11,400	16,900
	3	5,900	6,400	10,000	11,500	17,000
	4	5,900	6,400	10,100	11,500	17,000
	5	5,900	6,700	10,400	11,800	17,100
	6	6,000	6,800	10,400	11,900	17,200
	7	6,000	6,800	10,500	11,900	17,200
	8	6,100	6,900	10,500	12,000	17,200
	9	6,200	7,000	10,700	12,100	17,500
	10	6,300	7,100	10,700	12,200	17,500
	11	6,300	7,200	10,800	12,300	17,600
	12	6,400	7,200	10,900	12,300	17,600
	13	6,500	7,400	11,100	12,800	17,700
	14	6,600	7,400	11,200	12,900	17,800
	15	6,600	7,500	11,200	12,900	17,800
	16	6,700	7,500	11,300	13,000	17,800
	17	6,900	7,700	11,600	13,200	18,100
	18	6,900	7,700	11,700	13,300	18,100
	19	7,000	7,800	11,800	13,300	18,100
	20	7,000	7,800	11,800	13,400	18,100
	21	7,200	8,000	12,100	13,600	18,300
	22	7,200	8,100	12,100	13,600	18,300
	23	7,300	8,100	12,200	13,700	18,300
	24	7,300	8,200	12,300	13,700	18,400
	25	7,600	8,300	12,500	14,000	18,500
	26	7,600	8,400	12,600	14,000	18,500
	27	7,700	8,400	12,700	14,100	18,600
	28	7,700	8,500	12,700	14,100	18,600
	29	7,800	8,600	13,000	14,300	18,700
	30	7,900	8,700	13,000	14,300	18,700
	31	7,900	8,800	13,100	14,400	18,800
	32	8,000	8,800	13,100	14,400	18,800
	33	8,100	9,100	13,400	14,600	19,000
	34	8,100	9,200	13,400	14,700	19,000
	35	8,200	9,200	13,500	14,700	19,000
	36	8,200	9,300	13,500	14,800	19,000
	37	8,400	9,500	13,800	15,000	19,200
	38	8,400	9,500	13,800	15,100	
	39	8,400	9,600	13,900	15,100	
	40	8,500	9,600	13,900	15,100	
	41	8,700	9,900	14,100	15,300	
	42	8,800	10,000	14,100	15,300	
	43	8,800	10,000	14,200	15,300	
	44	8,900	10,100	14,200	15,400	
	45	9,000	10,300	14,500	15,500	
	46	9,000	10,400	14,500	15,600	
	47	9,100	10,400	14,500	15,600	
	48	9,100	10,500	14,600	15,600	
	49	9,200	10,700	14,700	15,900	
	50	9,300	10,700	14,800	15,900	
	51	9,300	10,800	14,800	15,900	
	52	9,300	10,800	14,800	16,000	
	53	9,500	11,100	15,000	16,100	
	54	9,500	11,200	15,000	16,100	
	55	9,500	11,300	15,000	16,200	
	56	9,600	11,300	15,100	16,200	
	57	9,700	11,600	15,300	16,400	
	58	9,700	11,600	15,400	16,500	
	59	9,800	11,700	15,400	16,500	
	60	9,800	11,800	15,400	16,500	



再任用  
職員以  
外の職  
員

61	9,900	12,000	15,500	16,800	
62	10,000	12,100	15,600	16,800	
63	10,000	12,200	15,600	16,800	
64	10,000	12,200	15,600	16,800	
65	10,100	12,600	15,900	17,000	
66	10,200	12,600	15,900	17,000	
67	10,200	12,700	15,900	17,000	
68	10,200	12,700	15,900	17,100	
69	10,400	12,900	16,100	17,200	
70	10,400	13,000	16,100	17,200	
71	10,500	13,000	16,100	17,200	
72	10,500	13,100	16,200	17,300	
73	10,600	13,300	16,300	17,400	
74	10,700	13,400	16,300	17,400	
75	10,700	13,400	16,300	17,400	
76	10,700	13,500	16,400	17,400	
77	10,900	13,700	16,600	17,500	
78	10,900	13,800	16,600	17,600	
79	10,900	13,800	16,600	17,600	
80	10,900	13,900	16,700	17,600	
81	11,100	14,000	16,800	17,700	
82	11,100	14,000	16,800	17,700	
83	11,100	14,100	16,800	17,700	
84	11,200	14,100	16,800	17,700	
85	11,200	14,300	17,000	17,800	
86	11,200	14,300	17,000	17,800	
87	11,200	14,300	17,000	17,800	
88	11,300	14,400	17,000	17,800	
89	11,400	14,500	17,000	18,000	
90	11,400	14,600	17,000	18,000	
91	11,400	14,600	17,100	18,000	
92	11,500	14,600	17,100	18,000	
93	11,600	14,900	17,200	18,000	
94	11,600	14,900	17,200		
95	11,600	14,900	17,200		
96	11,600	15,000	17,200		
97	11,700	15,100	17,400		
98	11,800	15,100	17,400		
99	11,800	15,100	17,400		
100	11,800	15,200	17,400		
101	11,800	15,400	17,400		
102	11,800	15,400	17,400		
103	11,800	15,400	17,500		
104	11,900	15,500	17,500		
105	12,000	15,600	17,500		
106	12,000	15,600	17,500		
107	12,000	15,600	17,500		
108	12,000	15,600	17,500		
109	12,000	15,800	17,600		
110	12,000	15,800	17,600		
111	12,000	15,800	17,600		
112	12,000	15,800	17,600		
113	12,100	16,000	17,600		
114	12,100	16,000	17,600		
115	12,100	16,000	17,600		
116	12,100	16,000	17,600		
117	12,200	16,100	17,600		
118	12,200	16,200			
119	12,300	16,200			
120	12,300	16,200			
121	12,300	16,300			
122	12,300	16,300			
123	12,300	16,400			
124	12,300	16,400			

125	12,400	16,500			
126		16,500			
127		16,500			
128		16,500			
129		16,600			
130		16,700			
131		16,700			
132		16,700			
133		16,800			
134		16,800			
135		16,800			
136		16,800			
137		16,800			
138		16,800			
139		16,800			
140		16,800			
141		16,900			
142		16,900			
143		16,900			
144		16,900			
145		17,000			
146		17,000			
147		17,000			
148		17,000			
149		17,100			
150		17,100			
151		17,100			
152		17,100			
153		17,100			
154		17,100			
155		17,100			
156		17,200			
157		17,200			
再任用 職員	8,800	10,500	11,900	13,100	16,500

## (2) 教育職員俸給表Ⅱの適用を受ける職員

職員の 区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	5,800	7,400	9,900	13,200	17,100
	2	5,800	7,400	10,000	13,300	17,200
	3	5,900	7,500	10,000	13,300	17,200
	4	5,900	7,500	10,100	13,400	17,300
	5	5,900	7,700	10,400	13,600	17,400
	6	6,000	7,700	10,400	13,600	17,500
	7	6,000	7,800	10,500	13,700	17,500
	8	6,100	7,800	10,500	13,700	17,500
	9	6,200	8,000	10,700	14,000	17,800
	10	6,300	8,100	10,700	14,000	17,800
	11	6,300	8,100	10,800	14,100	17,900
	12	6,400	8,200	10,900	14,100	17,900
	13	6,500	8,300	11,100	14,300	18,100
	14	6,600	8,400	11,200	14,300	18,100
	15	6,600	8,400	11,200	14,400	18,200
	16	6,700	8,500	11,300	14,400	18,200
	17	6,900	8,600	11,600	14,700	18,500
	18	6,900	8,700	11,700	14,700	18,500
	19	7,000	8,800	11,800	14,800	18,500
	20	7,000	8,800	11,800	14,800	18,600
	21	7,200	9,100	12,100	15,100	18,700
	22	7,200	9,200	12,100	15,100	18,800
	23	7,300	9,200	12,200	15,200	18,800
	24	7,300	9,300	12,300	15,200	18,900
	25	7,600	9,500	12,500	15,400	19,000
	26	7,600	9,500	12,600	15,400	19,000
	27	7,700	9,600	12,700	15,500	19,100
	28	7,700	9,600	12,700	15,500	19,100
	29	7,800	9,900	13,000	15,600	19,300
	30	7,900	10,000	13,000	15,700	19,300
	31	7,900	10,000	13,100	15,700	19,300
	32	8,000	10,100	13,100	15,800	19,400
	33	8,100	10,300	13,400	16,000	19,600
	34	8,100	10,400	13,400	16,100	19,600
	35	8,200	10,400	13,500	16,100	19,600
	36	8,200	10,500	13,500	16,200	19,600
	37	8,400	10,700	13,800	16,300	19,800
	38	8,400	10,700	13,900	16,300	
	39	8,500	10,800	13,900	16,400	
	40	8,500	10,800	14,000	16,400	
	41	8,800	11,100	14,100	16,600	
	42	8,800	11,200	14,200	16,700	
	43	8,800	11,300	14,200	16,700	
	44	8,900	11,300	14,300	16,700	
	45	9,000	11,600	14,500	17,000	
	46	9,100	11,600	14,600	17,000	
	47	9,100	11,700	14,600	17,100	
	48	9,100	11,800	14,700	17,100	
	49	9,300	12,000	14,800	17,200	
	50	9,300	12,100	14,900	17,300	
	51	9,300	12,200	14,900	17,300	
	52	9,400	12,200	15,000	17,400	
	53	9,500	12,600	15,100	17,500	
	54	9,500	12,600	15,100	17,500	
	55	9,600	12,700	15,200	17,600	
	56	9,600	12,700	15,200	17,600	
	57	9,700	12,900	15,500	17,700	
	58	9,700	13,000	15,500	17,800	
	59	9,800	13,000	15,600	17,800	
	60	9,800	13,100	15,600	17,800	

再任用  
職員以  
外の職  
員

61	9,900	13,300	15,700	18,000	
62	10,000	13,400	15,800	18,000	
63	10,000	13,400	15,800	18,000	
64	10,000	13,500	15,800	18,100	
65	10,200	13,700	16,100	18,200	
66	10,200	13,800	16,100	18,200	
67	10,300	13,800	16,100	18,300	
68	10,300	13,900	16,200	18,300	
69	10,400	14,000	16,300	18,400	
70	10,500	14,100	16,300	18,500	
71	10,500	14,100	16,400	18,500	
72	10,500	14,200	16,400	18,500	
73	10,700	14,300	16,500	18,600	
74	10,700	14,400	16,600	18,700	
75	10,700	14,400	16,600	18,700	
76	10,800	14,500	16,600	18,700	
77	10,900	14,600	16,900	18,700	
78	10,900	14,700	16,900		
79	11,000	14,700	16,900		
80	11,000	14,700	17,000		
81	11,100	15,000	17,100		
82	11,200	15,000	17,100		
83	11,200	15,100	17,100		
84	11,200	15,100	17,200		
85	11,200	15,200	17,300		
86	11,300	15,300	17,300		
87	11,300	15,300	17,400		
88	11,300	15,300	17,400		
89	11,500	15,600	17,400		
90	11,500	15,600	17,400		
91	11,500	15,600	17,500		
92	11,500	15,600	17,500		
93	11,700	15,800	17,600		
94	11,700	15,800	17,600		
95	11,700	15,800	17,700		
96	11,800	15,900	17,700		
97	11,900	16,000	17,900		
98	11,900	16,000	17,900		
99	11,900	16,100	17,900		
100	12,000	16,100	17,900		
101	12,000	16,200	17,900		
102	12,000	16,200	17,900		
103	12,000	16,300	18,000		
104	12,100	16,300	18,000		
105	12,200	16,400	18,000		
106	12,200	16,400	18,000		
107	12,200	16,400	18,000		
108	12,200	16,500	18,000		
109	12,300	16,600	18,100		
110	12,300	16,600	18,100		
111	12,300	16,600	18,100		
112	12,300	16,700	18,100		
113	12,400	16,800	18,100		
114	12,400	16,800	18,100		
115	12,400	16,800	18,100		
116	12,400	16,800	18,100		
117	12,600	16,900	18,100		
118	12,600	16,900			
119	12,600	17,000			
120	12,600	17,000			
121	12,600	17,100			
122	12,600	17,100			
123	12,600	17,100			
124	12,600	17,100			

125	12,800	17,100			
126	12,800	17,100			
127	12,800	17,100			
128	12,800	17,100			
129	12,900	17,100			
130	12,900	17,100			
131	12,900	17,100			
132	12,900	17,100			
133	12,900	17,300			
134	12,900	17,300			
135	12,900	17,300			
136	12,900	17,300			
137	12,900	17,400			
138	12,900	17,400			
139	12,900	17,400			
140	13,000	17,400			
141	13,100	17,400			
142	13,100	17,400			
143	13,100	17,400			
144	13,100	17,400			
145	13,200	17,400			
146	13,200				
147	13,200				
148	13,200				
149	13,200				
150	13,200				
151	13,200				
152	13,200				
153	13,200				
再任用 職員	9,000	10,600	12,000	13,300	16,700

別表第 1 2 期末手当

支給額			
(基本給+扶養手当+これらに対する地域手当、広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)の月額 ×期別支給割合×在職期間別割合			
役職段階別加算額 (俸給月額+俸給の調整額+これらに対する地域手当、広域異動手当) ×加算割合			
俸給表	職務の級		加算割合
一般職員 I	10 級・9 級・8 級 7 級・6 級 5 級・4 級 3 級		100 分の 20 100 分の 15 100 分の 10(学長が別に定める職員にあっては、100 分の 13) 100 分の 5(学長が別に定める職員にあっては、100 分の 8)
一般職員 II	5 級 4 級・3 級(別に定めるものに限る。)		100 分の 10 100 分の 5
教育職員 I	5 級 4 級 3 級 2 級*		100 分の 15(学長が別に定める職員にあっては、100 分の 20) 100 分の 10(学長が別に定める職員にあっては、100 分の 15) 100 分の 10 100 分の 5
教育職員 II 教育職員 III	4 級 3 級・特 2 級 2 級*		100 分の 15(学長が別に定める職員にあっては、100 分の 20) 100 分の 10 100 分の 5(学長が別に定める職員にあっては、100 分の 10)
医療職員	8 級・7 級・6 級 5 級 4 級・3 級 2 級*		100 分の 15 100 分の 10 100 分の 5 100 分の 5
看護職員	7 級・6 級 5 級・4 級 3 級 2 級*		100 分の 15 100 分の 10 100 分の 5 100 分の 5
*は別に定める一定の経験年数以上の者			
管理職加算額 (俸給月額×加算割合)			
俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職員 I	I 種	10 級・9 級・8 級・7 級	2 5 %
	II 種		1 5 %
	III 種*		1 0 %
教育職員 I	I 種	5 級	2 5 %
	II 種		1 5 %
	III 種*		1 0 %
看護職員	III 種*	7 級・6 級	1 0 %
*は学長が定める者			
期別支給割合			
基準日	特定幹部職員以外		特定幹部職員
6 月 1 日及び 12 月 1 日	122.5/100		102.5/100
特定幹部職員			
俸給表	級	管理職手当の区分	
一般職員 I	10 級・9 級・8 級・7 級	I 種・II 種	
教育職員 I	5 級		
在職期間別割合			
在職期間		割合	
6 箇月		1 0 0 1 0 0	
5 箇月以上 6 箇月未満		8 0 1 0 0	
3 箇月以上 5 箇月未満		6 0 1 0 0	
3 箇月未満		3 0 1 0 0	

備考 1 この表の俸給表欄の俸給表(一般職員 I 俸給表を除く。)に対応する職務の級欄に掲げる職員の属する職務の級のうち、それぞれ最下位の職務の 1 級下位の職務の級に属する職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、学長が特に必要と認めるものについては、加算割合が 1 0 0 分の 5 と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

別表第13 勤勉手当

支 給 額	
(基本給+これに対する地域手当、広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)の 月額 × 期間率 × 成績率	
役職段階別加算額及び管理職加算額の対象となる職員は、期末手当と同様	
期 間 率	
勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100/100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	95/100
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	90/100
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	80/100
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	70/100
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	60/100
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	50/100
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	40/100
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	30/100
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	20/100
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	15/100
15 日以上 1 箇月未満	10/100
15 日未満	5/100
零	零
成 績 率	
職員 (6 月期・12 月期)	
特定幹部職員以外	特定幹部職員
$\frac{205}{100}$ 以下	$\frac{245}{100}$ 以下
良好者	良好者
$\frac{98.5}{100}$	$\frac{118.5}{100}$